

第二十二回 参議院内閣委員会會議録第二号

昭和三十年三月二十九日(火曜日)午前
十時四十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 新谷寅三郎君
理事 植竹 春彦君
宮田 重文君
木下 源吾君
松原 一彦君

委員

井上 知治君
木村篤太郎君
中川 以良君
中山 壽彦君
野本 品吉君
千葉 信君
成瀬 幡治君
松本治一郎君
田畑 金光君
三好 英之君
堀 眞琴君

政府委員

運輸政務次官 河野 金昇君
海上保安庁長官 山口 伝君
事務局側 杉田正三郎君
常任委員 川島 孝彦君
常任委員 会専門員

本日の会議に付した案件
○調査承認要求の件

○海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(新谷寅三郎君) それではこ

第一部 内閣委員会會議録第二号

昭和三十年三月二十九日【参議院】

れより内閣委員会を開会いたします。
まずお諮りいたしますが、先般参議院規則が改正されましたが、各常任委員会の所管事項が、従来は行政庁別でありましたのが事項別に改められました。従って内閣委員会の所管事項は、参議院規則第七十四条によりまして、皇室に関する事項、国家行政組織に関する事項、国家公務員に関する事項、恩給に関する事項、国防に関する事項、栄典に関する事項、一般統計調査に関する事項の七項目に改正されることになったのであります。当委員会としましては、右所管事項の改正に伴いまして、参議院規則の規定によりまして、この所管事項の主要なものにつきまして、法律案等の付託案件のほか、何とぞでも調査を行い得る態勢を整えておく必要があるかと存じます。去る二十五日に委員長及び理事打合せを開きまして、この件について打ち合せをいたしました結果、当委員会の行う調査項目といたしましては、一、国家行政組織に関する事項、二、国家公務員制度及び恩給に関する事項、三、国防に関する事項、以上の三項目とするにたい打合せができたのでございまして、右調査を行うことのご意向を申し上げます、御異議がないでございませうかどうか、お諮りいたしますと存じます。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(新谷寅三郎君) それでは御異議がないようございませうから、参議院規則の規定によりまして、議長に承認の要求書を提出いたしたいと存じますが、この案文等は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(新谷寅三郎君) それではさように決定いたします。

○委員長(新谷寅三郎君) 次に、本委員会に予備付託となっております海上保安庁法の一部を改正する法律案を議題に供します。

まず本案に対する政府の提案理由の説明を求めます。

○政府委員(河野金昇君) 大臣が他の委員会で発言中でありませうから、かわって海上保安庁法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

この法律案の要点は、海上保安訓練所を廃止して、従来、海上保安訓練所が行なってきた教育を海上保安学校に統合することでありませう。従来、海上保安庁におきましては、呉市に海上保安大学校及び海上保安訓練所を設置し、舞鶴市に海上保安学校を設置いたしまして、海上保安大学校においては、幹部となるべき職員に対する高等教育を、海上保安学校においては中堅職員に対する専門教育を、海上保安訓練所においては船舶の下級乗組員となるべき初級職員に対する基本的教育をそれぞれ実施して参りました。これらの教育機構につきましまして、かねてから行政機構簡素化の一環として検討を加えていたのであります

が、海上保安訓練所を廃止して初級職員

の教育を海上保安学校において行う

こととすれば、教職員定員及び経費

の両面において節約となるばかりでな

く、これら二つの教育機関が行なつ

てきた船舶の下級乗組員に対する教育が

一カ所に集中されて、教育上便宜な結

果が得られ、また従来海上保安大学校と海上保安訓練所が同一敷地内にあつて幹部教育と下級職員教育が混在することから生じていた弊害を除くこともできますので、本年四月以降、海上保安訓練所を廃止し、同時にその教育内容を海上保安学校に移すことになつたものと存する次第であります。なお、海上保安庁法の規定の文言中、「法務総裁」が「法務大臣」に改められたこと、「刑事訴訟法」に法律番号が附記されてないこと及び市町村の廃置分合により海上保安管区の区域を示す地方公共団体の名称に変更のあつたことについて、字句修正の必要がありませうので、この際所要の改正を行うことになつております。

以上がこの法律案を提出した理由であります。なにとぞ慎重御審議の上、御可決下さいますようお願いいたします。

○委員長(新谷寅三郎君) 本案に対しては御質疑がございませうから、順次御発言をお願いいたします。

○千葉健君 一緒に逐条説明もやっておりますらうございませうか。

○委員長(新谷寅三郎君) それでは千葉委員からの御要望がございませうから、

で、当局から逐条説明をお願いいたします。

○政府委員(山口伝君) 改正いたしました部分につきましては簡単に御説明申し上げます。

まず、第十條第二項ただし書の改正でございますが、法務府設置法等の一部を改正する法律、昭和二十九年法律第二百六十八号によりまして、法務府設置法については法務総裁は法務大臣に改められましたが、海上保安庁の他の法令中には法務総裁とありますので、これらを前に申し上げました改正法律規則第一項に基いて法務大臣と読みかえるのみで、法文上の形式的な改正は行われなかつたのであります。従いまして、この際ちようどい機会でございますので、法務総裁とありますのを法務大臣というふう今回かえるわけでございます。

次に、第十一條の二の改正であります。海上保安庁といたしましては、教育機関といたしまして海上保安大学並びに保安学校、さらにその下に海上保安訓練所、かように三つの段階に附属機関を持つておりまして、先ほど提案理由で御説明申し上げましたように、今回最下級の海上保安訓練所の教育内容を海上保安学校の方へ統合いたしたわけでございませう。

次に、第三十一條の改正でございますが、これは一般に法律の中で他の法律を引用いたします場合には、法律の公布の年と並びにその法律番号を添

て、

と

す

る

が

、

こ

の

法

えて書いておりましたのが例でありま
するが、ただいまの海上保安庁法の三
十一條におきましては、それが抜けて
おりましたので、この機会に一般の例
にならないように附記することにいたし
た次第でございます。

さらに別表の改正がございしますが、
これは先般の地方における市町村の配
置分合の結果、行政区域が変更を来た
したものでありますので、それらによ
つて、実質的には同じでございます
るが地名の変更をこの際行いましたよ
うなことでございます。

大体それらが今回の法律改正の内容
でございます。

○野本吉吉君 この改正によりまして
教職員定員及び経費の両面にわたつ
て節約となるという御説明でございま
すが、この内容と申しますか、具体的
にどこがどうなるのだからということ
御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(山口伝君) まず予算関係
でございますが、これまで、と申し
ますより、二十九年の予算で海上保
安訓練所が年額約三千百万円くらい
の予算でございました。減りますのは金
額といたしましては約二百万円、百九
十何万円かと思いましたが、それくら
いでございます。人員の方におきまし
ては、教官が三名、事務職員が六名、
合計九名でございますが、もともと訓
練所の定員としては教官が十二名と事
務職員が十一名でございまして、合計
二十三名の中から九名ばかり減つて、
これは海上保安学校の教職員と統合さ
れる結果、かような結果を来たしたわ
けであります。しかし、かような定員
の減によりまして失職するということ
のないように、すべて配置転換その他

でそういうことのないように適材適所
で配置転換をいたすことに考案いたし
ております。

○野本吉吉君 その次に、やはり御説
明にありますが海上保安大学と海上保安
訓練所が同じ場所にあったために教
育上好ましくない点があったからと
いうことが、この改正の理由の一つに
なっておりますが、それも内容的にど
ういう点だかお聞きしておきたいと思
います。

○政府委員(山口伝君) 海上保安大学
校は新制の高等学校を出た者を資格と
して採用いたしましたわけでありませ
う。方訓練所の方は新制中学の卒業生で
ございまして、いずれも一方は四級一
号、訓練所の方は三級一号ということ
にして待遇が違つておりました。服装
も一方は幹部になりますので、普通の
ポタンのようなものを着ております
が、訓練所の方は要するに一般でい
えばセラーとか、ボーイ・マンにな
りますので一番下の乗組員でございま
す。従つて服装も違つております。それ
で御承知のように、両方とも全寮制度で、
同じ校内に寮で二十四時間教育を受
けておるわけでありませう。いろいろ待
遇の点、それからいろいろ訓育の点で
同じように扱うわけに行かないもの
でありますから多少不便を感じまし
た。今回の統合される舞鶴における保
安学校の方は、一部は現職の職員が派
遣されてきて研修を受けるのと、それ
から新制中学を出した新人を総合と
しまして、これまた非常に接近してい
るわけです。それに教科内容も大学と
比べれば、ずっと実験施設から、その他
の施設を利用いたします場合にも、先

生の教養あるいは実験上の教養という
点は、大学と比べればより近いわけ
でありますから、それらの点で舞鶴に施
設に余裕がございまして、ちょうど
そこへ持つていった方がいろいろな点
でいいということ、かような案を考
えたわけでございます。

○野本吉吉君 この際もう一つお伺い
しておきたいのですが、従来日本海あ
るいは東支那海、そういう方面におけ
るいわゆる海上保安業務というもの
が、いろいろな点からいつて幾多の問
題が起り、また事件等が起つておるわ
けであります。あちらの方面の事情
があなたの方の海上保安業務という観点
から見て、最近どういう傾向になつて
おるか、また従来起りました事案とい
うものがどういふふうな工合に解決さ
れつつあるか、その実際の状況につ
きまして最近の状況をこの際お伺いし
ておきたいと思つております。

○政府委員(山口伝君) お答えいたし
ます。ごく最近のこれらの特別哨戒の
警備の方針であります。これはも
う従来と變つておりませんでありま
す。もつとも新しい現在の状況を申し
上げますと、韓国の近海並びに東支那
海の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来の方面に對しましては、巡視船が従
来的方面に對しましては、巡視船が従

ざいするが、御承知のように、韓国
の南方の済州島周辺のアジ、サバの漁
期というものは最盛期を過ぎておりま
して、現在では非常に閑散でございま
するが、それでもなお韓国の南東海域
に底びきの漁船が約十隻、これが対馬
の北端、北々東三十海里ないし五十海
里附近で操業をいたしておる程度で
ございませう。東支那海におきましては、
以西底びきの漁船及びトロール漁船が
約四百六十隻出漁いたしておりませ
う。済州島の南方からずっと上海の沖あた
りまでこれらが出ておるわけにござい
ます。最近における韓国の艦艇の動靜
であります。巡視船の方探によつ
て知り得たところによりませうと、韓
国の艦艇は済州島の北西方から西方に
至る海域で約三、四隻が常に行動して
いるといふふうな情報が入つておりま
す。一方中共船の動きであります。こ
れは御承知のように、中共は漁
船をもつてあばれておるわけでありま
して、これまた巡視船並びに水産庁の
監視船の無線探知によつて状況を知り
得るのであります。上海の沖の
バレーンという島の周辺から上海の北
東方二百二十海里、これはもうほぼ東
支那海のまん中近くになります。この
附近に中共の船団が約十組、組と申し
ますのは、底びきをやるために一組二
は、十組程度が行動を現在でもいた
しておるといふことであります。幸い
中共関係につきましては、最近まで、
今年に入りましてから拿捕は一応ござ
いませう。申し遅れましたけれども、
去年、一昨年あたりのひびいときと比
べますと、割合静かにはなつておるわ

けであります。それから中共につきま
しては、御承知のように、先般日本か
ら漁業使節団が約二十名のかたが行つ
て、いま北京でいろいろ折衝をして、
先方の意向なり、またこちらの申し分
なりやつて打合せをさせていただいて
おりますが、まあこれのことも反映し
ているものと思つておるが、われわ
れとしてもこの使節団が帰りましたら
らば、十分向うの気持なり、資料が入
ると思つておるが、日本の漁船も恐らく
かような使節団が行つておる際であり
ますので、多少遠慮もしておるのじ
やないか、これらのが原因とし
て、幸い今年になつては拿捕が中共関
係だけは出ておりませう。次に、北海
道方面であります。北海道には巡視
船としては北の道北方面に對し一隻程
度が哨戒をいたしておるが、それか
ら道東、即ち根室、それから納沙布と
か、あの辺でございませう。知床半島
の方面でございませう。この方面には巡
視船が常時二は哨戒をいたしてお
ります。今日までかなり氷の關係で、活
動が漁業におきましては巡視船の哨戒
にも不自由でございませう。この方
面に對する日本漁船の出漁の状況は、
ここの一週間か十日ぐらいい前から出漁が
できるよになつたわけにございま
して、道北におきましては底びき漁船が
約五十隻、紋別の東方であります。そ
れからタラ釣船が十隻ぐらいい出てお
ります。それから道東方面、すなわち根
室の東の方でございませう。ここには
ちやうど、ただいまこれからがシーズ
ンでございませう。カニの刺し網漁船が
約百十隻程度根室の北東五海里ないし
十海里附近に底びき漁船が五十隻、こ
れが落石の沖合、それからタラ、ホッケ

れが落石の沖合、それからタラ、ホッケ

ういう点非常に関心を持っておるわけでありまして、今回も七田閣長以下行かれる場合に、どういふふうな政府側としてこの交渉について注文をつけたのか、要望されたのかは、冥爾にして私どものほうとしては詳しく知りません。ただ帰つてみえたら詳しく向うの意向は十分、今後の警備の方針にも関係があると思つておる、鶴首して待つておるのでありますけれども、出かけられるときに、いかような交渉で臨むかという、いわゆる水産行政としての内容については私ども聞かしてもらつておられません。

○木下源吾君 先般中間に帰つて来て報告があつたのですが、これはまだお聞きになりませんか。

○政府委員(山口伝君) それは聞いておりません。

○木下源吾君 聞くところによれば、中共の側はつまり互恵平等という線で話を進めておる。しかるに日本の側は、ここの側だけに有利なような進め方をしておる。従つて条件が、緩衝地帯を設けて、まだ政府間の話ではないのだが、お互いに緩衝地帯を設けて、そこでいろいろ調整したらどうか、こういうような話し合いが進んでおるらしいです。しかしながら、日本の現実に行つておる漁は、そういうことにおかまひなしにどんどん、互恵平等的なやり方よりも、どちらかというところのほうに進んでおる、話はちつとも進まない、実情はそうなのである。進まないで、できるだけ話し合いがつかぬと、そういう向うの話し合いのつかぬところを、どういふことを一時この間戻つて来たという話を聞いてお

るのですが、これらはあなたの方の仕事と十分な関係があるわけなんです。ですから、そういうことがおわかりになつておることは私は非常にいいと思つておる。政府として当然まだ国と國との交渉ではないけれども、漁船を保護するといふ上について、しかもやり方がどういふか、一体いいのか悪いのか、そういうことについてもやはり資料を集めておかれるのが私はいちと思つておる。そういう点についてあなたの方のほうで不十分ではないか、そういうことが、結論においてただ取締ればいいのか、この漁船は向うのほうよりこちらになるのじやないかと私は思つておる。そういうふうに考へておる。もしその方面のことがおわかりにならぬならば、北のほうで今カニ刺し網で、魚を捕まえておることも新聞にも出ておる。これからどんどん問題が起きてくる可能性がある。特に四十七度線以南における鮭鱈流し網の問題です。この漁場はあんなにたくさん許可しても、つまり商売にならないので、漁場である以上魚がとれないならぬのだが、そんなに魚のおとぬところを指定しておるのです。四十八度以北の北洋は例の遠洋の、つまり鮭鱈の仕事になつておる、ここでは資本漁業である。それから四十七度以南というのは零細漁民である。三十三度未満からは行つておるわけだ。しかも北海道だけでも千九百隻からの許可をしておるわけだ。それに本州のほうから魚を加えると二千以上になる。そこで、魚がとれないところをみんなひしめきあつておる。全国の鮭鱈流し網業

者が、昨年以來しばしば大会を開き政府に要請しているわけだ。というものは、漁区を拡張してくれ、五十一度線まで拡張してくれ、ところが政府はこれになかなか言うことをきかない。それで却つて北洋のほうに、新聞で御覧の通り、農林省は昨年の暮に一律に倍近くも船団を許可したわけなんです。ますます一方の、つまり零細漁民、それからいまの流し網のほうは、公園で大会を開いている。これは大会の決議ですが、今後この問題はわれわれ自分たちの生活を守らなければならぬから直接行動でやる、こういうことを決議している。これはおわかりだらうと思つておる。これは当然そういうことになれば、自然の問題ではなくして、意識的な問題が起きてくるわけなんです。そういうことについては、保安庁は一体どういふような考へておるのか。いまのような実力行使をやるという場合に、それをやはり日本の規則によつてどんどん日本で禁止するか。こういう点について一つお伺いしたいと思つておる。

○政府委員(山口伝君) 水産のことについては私も十分ではないのですけれども、単に北海道方面のみならず、日本沿岸全体の水産の關係が、いわゆる沿岸の零細漁民とその他中型以上の、あるいは遠洋漁業の關係で、問題が随所に起つておる。私には考へるわけが、ところが教にしてみると、沿岸漁業のほうに九割以上だといふふうに聞いているわけでありまして、そういうことがだんだん漁獲が減つて、なりわいが立たない、要するに生活問題になつてきておる。そこに中型以上の底

びぎとか、その他の漁船が、いわば沿岸の零細漁民の領域であるようなところと荒すといふような、密漁等で非常に問題が深刻なんです。私どもとしては、各管区それぞれ地方の優先機関で、むろん水産庁の御方針を基本として、それから地方、都道府県の水産部あるいは水産課、これらと随時相談しながら、これらの問題に対処して参つたわけでありまして、ある場合には、まことにどうしていいかわからぬような場合にも逢着したわけでありまして、今日ではある程度だんだん慣れ

て来つたと思つておる。すけれども、實際お話しを通り、沿岸の零細漁民と、多少資本のある大型船あるいは中型船との間の調整問題といふものについては、ほとほとわれわれも苦心しているわけでありまして、今後とも十分水産庁と連絡して、あるいはまた出先では出先の事情を勉強して、過酷な取締りといふようなことをせしめは受けないように、何とかみんなで立つていくように問題が解決していきたい。いろいろ取り締つたり、強権発動といふようなことは好ましくないわけでありまして、何とか問題の解決ができるように、われわれのほうも協力するといふますか、自分でどういふふうにさばりたいのかきめかねる問題がありまして、しかし現実現場に立ち会つてもございまして、いろいろわれわれの苦心も申し上げて、水産行政のほうで基本的なこれらの将来の目標を立てていただく、教えていただくよりないわけでありまして、さようにいたして参りたいと思つておる。

○木下源吾君 保安庁としては海難その他に対して十分おやりになる、これは非常によろしい。この前の輸送船が根室の近海に来たときに保安庁はなかなか手ぎわのいいことをやつて、事実上の国交の話し合いを進めた。これは非常にいいと思つたが、しかしそういうこともただ常識でやるだけでなく、根柢がなければならぬ。しかるに今のような、私が話したような問題についても大体四十七度以南の鮭鱈流し網、こういう海区、この海区の水産部は水産庁がやるわけなんです。沿岸のほうは御承知の通り、いわゆる民主的な海区調整委員、まあ民主的にいって、いかんどうかは事實は別として、沿岸のほうはそういうことになつておる。水産部が、一たび沖へ出ますと、これは水産庁といふ上のはの下の決定です、それでしよう。そこであなたに私は聞いておるのです。天下りの決定だから、あなたたちの御相談の上によつておるんじやないか、こういうことを私は聞いておるのです。あすこもやはり海区調整委員が調整してやつておるなら、そういう問題は海区、つまりそういう決定に民間のほうの意見が十分浸透するわけなんです。ところが肝心のところへいくと、いまの天下りで水産庁が、誰が権限でやるか知らんけれども、そういうようなことになつておる。いまの四十七度以南なんといふのは十方の漁民です。鮭鱈流し網の關係家族みな入ると相当な数になるのです。この人たちの死活問題なんです。いろいろ矛盾があり、やり方に無理がある。従つて先生たちはこれ以上やるよりほかにないといふことが、いまの実力行使をやるうといふことで、これは五月から先へ行けば必ずや

る。五十一度のカムチャッカの突っば
なの雨のあたりで安全操業なんて言っ
ておられますけれども、魚がおるから漁
師は何と云って、命がどうなるらう
が頭からしげと戦って命をまよにか
けてやっております。魚がたくさんお
る。去年ですか、非常に低調で、それ
までは赤字で困っておったが、わずか
にその五日間でそこに行つて漸く黒字
を出した、こういうような事実がある
わけです。先生は長年やつて知つてい
るところがいま言う天下りでその所
へ行つてはいけない、四十七度で線を
引いてしまつて、四十七度以北を無鉄
砲に保護しておるわけなんです。不法
に保護しておる、というのは、従来母
船はなかなか許可しなかつた、これは
何億という利権であるからです。それ
を昨年の暮に農林大臣がかわつた、と
たんにもういきなり日露漁業会社に数
隻許可してしまつた。それで北海道の
泉盛という人が告訴したのです。そう
いうむちやなことをやつて、反面にお
いてそういう所に戸を立てて、ここを
通つて来たやつは、あなたたちがつか
まえてどんどんぶち込んでしまふとい
うのでは、これはむちやに事件を多く
するのじゃないか、私はそう考へる。
あなたたちの苦心はよくわかるのだ
が、保安大学あたりは、いまお話のよ
うに種々雑多ないろいろなことをこ
こでは研究し、教えておるのだという
から、もう一歩行つて、そこらまで一
手が届くようなことをやつたらどう
か、こういうことを私は考へて、いま
お尋ねをしておるわけなんです。それ
で片っ方のほうへ行けば片っ方のほう
で苦心しておるといふし、片っ方のほう
に行けば、いまのような状態では、

これは何ぼ金をかけても、何ぼ教育し
たつて円満な解決にはならぬ、それで
すから、むしろ根本的な解決はなかな
かほど遠いであらう、それはソビエト
との間における漁業協定ということ
は、あるいはそれはほど遠いであらう
けれども、当面だけでももう少し手ぎ
わのいいことをやつてもらわんとし
て、犠牲者ばかりたくさん出て、そう
して肝心なみんなの仕事が苦勞ばかり
多くて、さっぱりほめられないこと
になるのじゃないか、こう考へておるわ
けであります。この点については長官
もあるいはまた大臣も一つじっくり実
情を調査して、実情に即するようなこ
とをやつてもらわんとし、もうひ
どいですが、これから……いまの鮭鱈
漁し網の連中は、この間曳船の旗五十
本も立てて日比谷公園で雨の中を大会
を開いておる、これは北海道でも大会
を開いておる、これはこれだけ警告し
ておいても、なお今までのようなら
しないことをやつておつたのなら、そ
の結果はみな責任は政府にある、こ
ういふように私は言いたいくらいです
から、これだけ申し上げておきます。
○委員長(新谷寅三郎君) ほかに御質
疑ございませんか……ちよつと速記
をとめて下さい。
〔速記中止〕
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始め
て。次回は明日午後一時から開くこと
にいたしました、本日はこれで散会い
たします。
午前十一時四十分散会

三月二十六日日本委員会に左の案件を付
託された。
一、恩給改訂に関する請願(第八号)

一、恩給不均衡是正に関する請願
(第一〇号)
一、兵庫県太子町等の地域給に關す
る請願(第一七号)

第八号 昭和三十年三月十九日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 奈良市尼辻町二ノ一五
一 高橋鹿太郎外千四
百七十三名
紹介議員 新谷寅三郎君
昭和二十九年一月一日以降、現職公務
員に対しては、二万五千円給水準に
の俸給表により給与が支給されてい
るが恩給においては旧ベースである「一
万三千円給水準」が適用せられたま
まであるからすみやかに改正の上、昭
和二十九年一月にそ及して実施すると
ともに恩給仮定俸給額も同時に改正せ
られたい。又昭和二十三年六月三十日
以前の退職者の仮定俸給額は、昭和二
十二年九月、十月以後に実施せられた諸
給与の本俸給額、勤続年数による号俸
切替等の措置を経て同年七月一日
以降の退職者の仮定俸給額ならびに現
職公務員の俸給額との間にいちじるし
い差があるから前項改訂の際併せてこ
れが調整を図られたいとの請願。

第一〇号 昭和三十年三月十九日受
理
恩給不均衡是正に関する請願
請願者 鹿児島県姶良郡加治木
町反土 曾木兵二外九
十三名
紹介議員 西郷吉之助君
現行恩給法は、一般公務員と旧軍人と
の間にいちじるしく均衡を失している
ところがあるから、(一)旧軍人及びそ

の遺族の恩給年額を一般公務員並みに
是正増額すること、(二)公務扶助料算
定の倍率を一般公務員並みに是正する
こと等の実現を図られたいとの請願。
第一七号 昭和三十年三月二十三日
受理
兵庫県太子町等の地域給に関する請願
請願者 兵庫縣揖保郡御津町
長 八百龜治外一名
紹介議員 松浦 清一君
兵庫縣揖保郡地方(揖保郡、龍野市)は、本
県の西部に位し東は姫路市、西は桐生
市に隣接し商工業の発達はいちじるし
く特に南部の海岸地帯に属する太子町
(旧龍田村合併)は阪神工業地帯の發展
地であり、中部の龍野市(昭和二十六
年四町合併)は西日本における醬油の
名産地として知られ北部の新宮町は木
材の積出地として有名であるが、これ
ら太子町、龍野市、新宮町は市町村合
併に伴い地域給に差異を生じ、太子町
(現二級地)及び龍野市(現三級地)は新
しく合併された町村のみが低給地のま
まであり新宮町は現在一級地であるが
当然大工業地帯として二級地指定が妥
当であるから新宮町の地域給を二級地
に指定し、太子町全域の地域給を二級
地に龍野市全域の地域給を三級地に引
き上げられたいとの請願。

一、恩給不均衡是正に関する請願
(第一〇号)
一、兵庫縣太子町等の地域給に關す
る請願(第一七号)

昭和三十年四月五日印刷

昭和三十年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局